

## 水道施設台帳への 記載情報・活用方法等 について教えてください

# Answer

### 1. はじめに

水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、新たな規定や義務化がなされ、関係者による取組みが求められているところです。

今回の改正の主な項目に「適切な資産管理の推進」が挙げられており、この対応策の1つとして、台帳整備が義務付けられることになりました。

### 2. 台帳整備期限と記載すべき情報

台帳整備は管路／施設で区分され、調書と図面で組成されます。令和4年9月30日までの整備完了が求められており、記載すべき情報については下記の通りです。(水道法施行規則第17条の三)

表 台帳に記載すべき情報

| 種別 | 記載情報内容   |
|----|--|
| 調書 | 管路等<br>その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長  |
|    | 水道施設<br>その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力  |
| 図面 | 一般図<br>市町村名及びその境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置等を記載した地形図   |
|    | 施設平面図<br>方位、管路等の位置、口径及び材質、制水弁、空気弁等の位置及び種類、管路等以外の施設の位置及び敷地の境界線、付近の道路、河川及び鉄道等の位置等                                    |
|    | その他記載事項<br>一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁、空気弁等の形式及び口径、止水栓の位置並びに道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長 |

### 3. 台帳整備の留意点

台帳整備の留意点は次の通りです。

- ・紙媒体でも差し支えないが、長期的な資産管理を効率的に行う観点から台帳の電子化に努める。
- ・情報の一部が欠損している場合は、工事記録、認可申請関連資料、現地調査、他の社会資本の整備状況の確認などにより情報補完を検討する。

- ・災害時でも台帳が活用できるよう、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行う。
- ・水道施設台帳の情報を固定資産台帳の情報に整合させることにより、中長期的な更新需要の算定の精度を向上させることについて検討する。

### 4. 台帳整備内容の活用方法

台帳整備内容の活用方法は次の通りです。

#### (1) 水道施設の適切な管理

- ・老朽化などに起因する事故の防止
- ・点検、補修履歴等を含め、水道施設の適切な把握に基づく管理の実施

#### (2) アセットマネジメントの精度向上

- ・施設の長寿命化による投資の抑制
- ・保有資産の適切な把握とその精度の向上
- ・水道施設の更新需要の平準化

#### (3) 大規模災害時等の危機管理体制の強化

- ・大規模災害時に円滑に応急対策活動できるよう、水道施設の基礎情報を整備・保管

#### (4) 広域連携や官民連携等のための基礎情報

- ・広域連携や官民連携等の実現可能性の調査・検討などに用いる施設整備計画・財政計画等の作成

### 5. 施設台帳のシステム化

台帳の効果的な運用を図るべく、近年、施設台帳システムを導入・導入検討されている事業者も増えています。システム構築には費用と手間がかかりますが、一方で以下のメリットが見込まれ、結果的には業務の合理化、効率化につながります。

#### (1) データの一元化

- ・施設の仕様、図面、点検結果、修繕内容、機能評価結果などの多岐にわたるデータの管理について、将来にわたり継続的な一元化を実現

#### (2) 業務の合理化

- ・施設データを容易に検索・参照可能
- ・毎年事業者が求められる集計データ（水道統計の施設関係等）を、容易に出力可能
- ・タブレットやクラウドシステムを活用することにより、現場で情報を確認でき、かつ点検・調査データを容易にシステムに登録することが可能
- ・入力内容を標準化でき、ばらつきがない

#### (3) アセットマネジメント等への活用

- ・各種データを自動整理し、リスク管理、アセットマネジメント、PPP導入検討などに活用可能